



政策会議 議事概要

開催日	令和4年10月5日	場 所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育委員会次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議 題	消防団制度の改正について		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ④安全で安心なまちづくり 基本施策 【12】消防・救急体制の充実		
総合戦略での位置付け	—		
現 状	<p>消防団員の現状は、全国で数年続けて1万人以上が減少しており、地域防災の要である消防団員の減少を危機的な状況と考えた総務省消防庁が、その処遇を改善することを目的とし、検討会を立ち上げ、消防団を維持していくために取り組むべき事項がまとめられた。</p> <p>その一つとして、報酬等の改善があり、令和3年4月には、「消防団員の報酬等の基準」が策定され、それに伴い令和4年1月に地方財政措置の見直しが行われた。宍粟市においても団員減少は、深刻な問題で、国の方針の処遇改善とあわせて、組織の見直しを進める中で消防団活動を維持していけるよう協議・検討を進めているところである。</p>		
課 題	<p>消防団員の処遇改善に取り組むにあたり、市において次の条例及び要綱の改正を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防団条例の一部改正について 国の基準（消防団員の報酬等の基準）を踏まえ、年額報酬の見直し、出勤報酬の創設を行う必要があるが財政的に非常に厳しい状況である。 ●消防団に係る経費等に関する要綱の一部改正について 分団・部の活動費の位置付けである分団・部交付金について、一部出勤手当分として積算している部分があり、国の示す処遇改善措置である出勤報酬の創設を行うにあたり見直しを行う必要がある。また、宍粟市消防団として分団・部の再編を進めているところであるが、現要綱で再編を行う場合、自治会の負担が増えない改善を行う必要がある。 ●退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 退職報償金については、5年以上勤務して退職した団員にその階級及び年数に応じて支給するものとされており、宍粟市については、一定の階級については、地域で選ばれた再入団者がその任につく慣例があり、条例で独自の基準により5年未満の退職であっても退職金の支給を行っているが、年額報酬の見直しや出勤報酬の創設など個人への報酬が充実される中で、一定の整理が必要となっている。 		

決定事項	<p>条例改正案は12月定例議会に提案する。</p> <ul style="list-style-type: none">●消防団条例の一部改正について 団員の階級の年額報酬を10,000円から21,000円に見直し、上位階級は分団長の階級まで一律11,000円上乘せする。 出動報酬を創設し、火災・風水害出動（災害出動）1日8,000円（ただし、8時間に満たない場合は1時間当たり1,000円とする）、人命検索（災害以外の出動）1日4,000円（ただし、4時間に満たない場合は1時間当たり1,000円とする）とする。●消防団に係る経費等に関する要綱の一部改正について 部交付金の内、実員割を廃止し、消防団条例に基づく出動報酬とする。また、1部で複数自治会を管轄する部の活動費として、自治会加算（1自治会当たり15,000円）を設ける。 分団交付金についても、部割（管轄する1部当たり5,000円）から自治会割（管轄する1自治会当たり5,000円）に見直しを行う。●退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 5年未満の退職報償金支給対象者の内、部長以下の階級については廃止する。 <p>※条例及び要綱の改正については、令和5年4月1日施行を予定しているが、消防団条例の年額報酬については、令和4年4月1日の遡り適用を検討。</p> <p style="text-align: center;">2 / 2</p>
------	---